

【重要】 選定療養費の改定について

平成 30 年診療報酬改定に基づく厚生労働省通知により、平成 30 年 4 月 1 日より紹介状なしで「400 床以上の地域医療支援病院」を受診する場合には、選定療養費として初診時に 5,000 円以上、再診時に 2,500 円以上の負担が義務付けられました。

これにより、当院では以下のとおり「選定療養費」の改定を行うこととなりましたので、予めご了承くださいませよう、お願い致します。

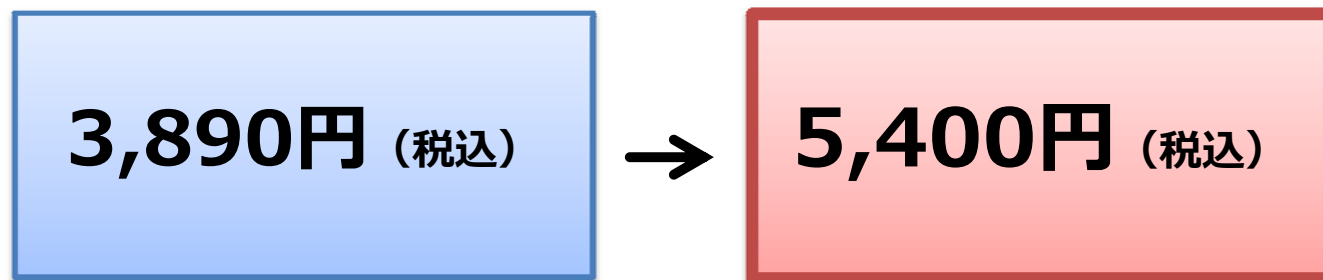
厚生労働省通知抜粋（平成 30 年 3 月 5 日付）

※ 特定機能病院及び許可病床数 400 床以上の地域医療支援病院の初診に関する事項

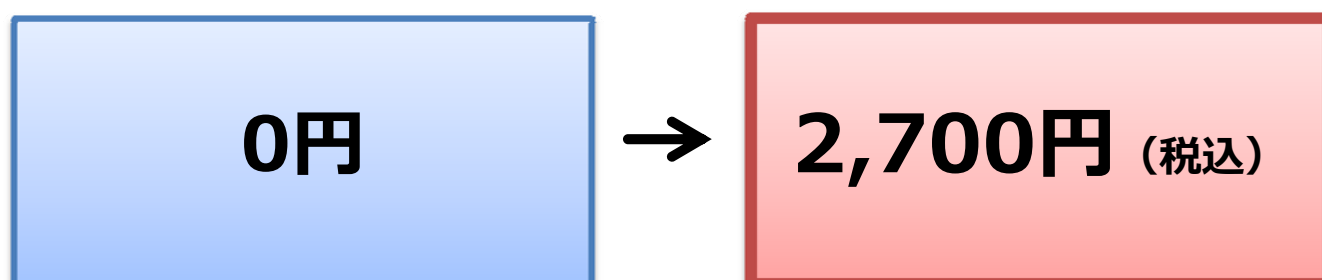
「特定機能病院及び許可病床の数が 400 床以上の地域医療支援病院は、健康保険法第 70 条第 3 項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することと併せて、他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した患者については、選定療養として、初診時に 5,000 円以上、再診時に 2,500 円以上の金額の支払を受けること。」

変更日：2018 年 4 月 1 日

【初診時選定療養費】



【再診時選定療養費】



医療機関の機能分化と当院の役割について

厚生労働省は、「専門・急性期治療を担う大きな病院」と「地域のかかりつけ医」との役割分担を推進しています。当院は、日頃から継続的な診察や初期症状の診察を行っていただく地域の診療所・クリニックと連携し役割分担を進めております。

こうしたことから、「医療機関の機能分化をより一層推進し、1 人でも多くの患者さんに高度で専門的な医療を提供することを目的」とする厚生労働省の意向を踏まえ、料金を改定させていただくことになりました。ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

お問い合わせ
医療連携室
0463-32-1950 (代表)